

職域別にみた土木技術者気質

その変遷小史

① 国家公務員

増岡 康治*

1. かつては

私は戦後から今日まで 30 年の公務員生活をしたが、念のため私どもと異なり国家公務員という言葉の中に育った昭和 30 年代の入省組の中堅どころにも若干意見を聞いてみることにした。それは、高文だとか検定試験など事務系の厳しい官吏登用制度とは別に、内務省土木局採用の流れをくむ私どもは、あまりにも技術中心主義の採用を経て、今でいう国家公務員になったからである。といって権威がないわけではなく、内務技手は技術のプロフェッショナルとして、大なる発言権をもっていた。ただ、今の建設技官とは違って、それは少数であった。官選知事の隣には内務技師である事務所長がはべり、家

* 正会員 建設省河川局長

庭では<ねえや>がいたし、部下を手弁当でいつでも労をねぎらえた。地建局長にあたる土木出張所長になると閣下と呼ばれ、風貌もそれに近い写真が各地建の会議室に掲げられている。事務所長が転勤すると子分を連れてゆくこともできたようだし、河川であれ港湾であれ内務技師たるものは、主治医的存在であるとともに、技術的教養は当り前のこととして趣味豊かな方が多かった。内務省という偉大な官僚組織の中で行政面にこそ出番は少なかったが技術面では縦横に腕を振り回す機会があった。明治に生まれた内務技師で名を残さない人はなく、なるほどという業績が必ず何か残っている。したがって、内務技師や技手を志向することは、土木技術者として男の道であった。施工機械の発達していない時期に、直営という人海戦術に近い大土工的堤防や、苦心さんたんしたであろう河海構造物を今もって見ることができるが、その力量と指導力は敬服以外の何物でもない。今からみると垂涎ものは数多く残っているが、私どもが推察できない精神的な苦闘があったということは、忘れてはなるまい。

ところが、敗戦という事実は内務省の解体を生み、戦後の若干の動揺はあるにせよ昭和 24 年には国家公務員制度が誕生した。しかし、それ以前から建設行政の鍵をにぎるポストには高文資格がない理由で技術系の者はつけないという<法律偏重>の歴史があった。それが敗戦を契機として、うっせきしていた官庁系技術者運動を

盛り上げる結果となった。今日の公務員制度は技術系も事務系と同等の取扱いをするものであり、私ども以前の者からみると、まことに感慨無量のものがある。問題形式はよくなったが内容はどうか焦点になろう。

2. そして今は

土木技術者はもちろんのこと、日本国民が国家公務員になるためには、国家公務員採用試験を受け、合格すれば採用候補者名簿に登録され、各省庁が行う採用試験に合格しなければならない。土木の場合上級（甲）および（乙）、中級、初級があることはご承知のとおりであるが、主として採用する省庁は、建設省、運輸省、北海道開発局である。国民に平等に公開された採用試験だけに特定の学校とか縁故関係はいっさい考慮されない完全な成績主義である。

給与も毎年実施される人事院給与勧告によって民間とのバランスはどうやらとられてきて、クラス会で給料の話が出るのと<武士は喰わねど高揚子>の顔をしながらもすむようになった。

憲法第 15 条にいうすべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないという必須条件が身につかない人は落第生であり、反面、その資質をもち、魅力を感じずる人は伸びてゆくことは当然のことである。ところで国家的立場で物事を判断して事業の立案・計画・設計・実施をすることに人生の魅力を感じずる点において、かつての土木技術官ほどの気力が最近の若い人にあるだろうかと危惧する人もある。なぜならば、職業選択の条件は、第一に生活の安定であり、給与が低く転勤が多いということだけで公務員を避けることが多く、反面、公務員は身分の安定と親方日の丸でつぶれることがない。そして勤務時間がはっきりしているという理由で公務員を志望したというようなやりとりは面接試験でよく遭遇する情景である。土木そのものが公共性が強いだけに、気力のある人びとが国家公務員を志望してきたと思っている試験官を悲しませることがあるそうである。しかし心配することはないもので、勤めているうちによい意味の伝統と近代的組織の中で自然に使命感はぐくまれてくるからである。職種によって転勤などがなく、一生動かなくてもすむ人をうらやむ前に、国土があるから土木技術があり、建設行政を遂行するためには日本の全国どこでも生活する運命になることは当然のこととして是認しなくてはなるまい。

特に大切なことは、社会の秩序を保つ関係法律の理解力や法の運用に対しても堂々と参画する前向きの姿勢が必要であり、住民対策等に対する広い知識が要求され、技術面から行政に参画することは相当の努力が必要であ

る。だから一般に大変忙しい職場であり、過労・心労を起こさないよう上司はたえず配慮しなくてはならないのが現状である。

3. これから

戦後、官僚組織は大きく変わったといわれるが、土木技術行政官は大きな組織に守られており、大局的には戦前より安定感のある建設行政の中に前進的に育ちつつある。そして、その技術官群は強力でであり、国家公務員としての公僕精神も定着しており、技術偏重とか法律偏重とかを論ずる前に行政官としての訓練が着実に行われ、私どもからみると今後の期待感は大い。

河川、ダム、道路、港湾、橋梁などの自然あるいは人工工作物に対応した技術官群は伝統的に量が多いが、総合計画や都市計画などの技術者群がようやく育ちつつあるところであり、また、海外協力事業という国家的ベースの需要が強まっていく中で、それに対応する技術官も層が厚くなりはじめた。したがって、国家公務員である土木技術者に要請される需要は、多面的であり多様性をおびてきた。かつての主治医的な、個人的な雰囲気、技術官から、行政と技術を手際よく調合せ、管理してゆく管理者としての役目が大切となり、人の和とか指導力といったものが、技術能力以上に要求されるようになると思う。技術力の保持や推進にあたっては、研究職の方々や現場技術者の努力に負うことが大きい、官民共同の技術開発の姿勢が、ますます助長されるであろう。省内においても、大半の技術官は第一線の現場で働いており、発注業務に日夜追われているのが現状であるが、コンサルタントの各位や民間施工業者の技術力を正しく評価する能力が大切であり、かつての直営時代は去っただけに、いかにして発注者の技術力を保持するかが今日の課題であり、将来に引き継がれる課題である。その意味で、内部研修は次第に組織的に行われる時代になったが付属機関（土木研究所、建設大学校、国土地理院、建築研究所）の果たす役割は大きく、技術官が行政化される度合いが大きくなるのが洞察されるだけに、この方面の人材の獲得・保持は重要な技術方策となろう。行政職から研究職へ、研究職から行政職への異動はよく行われる人事であり、今後も弾力的な人事運営が期待される。

行政訓練は特に上級職組に要求されるので、地建、本省、府県を流動的に歩いてもらうことになり、良質の人には他省庁へ出向してもらうことになる。温室的人事では、この流動する建設行政についてゆけなくなるからである。

役人は保守的で形式主義で能率が悪いなど、いろいろ書かれたり言われたりするが、日本の行政官は優秀であ

り、敗戦や政治の変革にも耐えてじっと日本を守ってきた。そして今日の社会・経済の発展に寄与したし、民主化の動向にも上手に対応もしてきたと自画自賛する仲間も多いが、建設行政においてもその自負心はあり、土木技術者の職場として悔はないといってよい。反論はあるが、悔のない職場にするのが私どもの役目であるし、先輩から特訓されたことを、また後輩に継いでゆく輪廻の中に、若い人は若い人らしく新鮮な感覚と行動力でもって楽しく仕事をしていることに対して、ひそかに敬意を表している毎日である。

<h2>② 地方公務員</h2>
<p>佐々木 誠一郎*</p>

1. 初めての勤務の想い出

昭和 23 年 4 月、学校を卒業し、当時の建設院の紹介状をもって青森県土木部に赴任することになった。郷土の大先輩池田徳治氏（故人、前秋田県知事）が、内務省東北土木出張所長（現在の建設省東北地方建設局長）を辞し秋田県土木部長の職にあったので、途中ごあいさつに立ち寄った所、訓して曰く。「青森には僕が使った大庭技師がいる。彼は立派な土木技師だからよく見習って出面取りから始めなさい」と。最初の勤務は、80% を焼失した戦災都市復興に全力をあげている計画課であった。大庭技師は、石森河港課長のもとでいっさいを取り仕切っている寡黙実行型の全くよく働く仕事一途の人であった。池田氏のすすめもあったので、歩掛りも知らない私は大庭さんにたびたび教えを乞うた。ソロバン片手に仕事中的ところ、気軽に私のためサッサと無言で書いていく。私が「それはどうして、これはどうして」と、クドクドと聞き始めたら、とたんに「役所は勉強する所ではない」と、叱るでもない低い静かな声で答えて私に設計書を差し出したのであった。課は違っても、大庭さんに随行する機会があった。当時の服装は地下足袋に巻脚絆が普通だったが、私は長靴で出かけた。大庭さんは何も言わなかった。現場で溪流をさかのぼることになったが、大庭さんはジャブジャブと川の中を歩いた。私は初

めのうち、石を飛び渡ったり、浅い所を探して水が靴にはいらぬように苦労した。大庭さんはずんずん行くので、どうしても遅れがちで、ついに意を決してジャブジャブと後について行かざるを得なかった。

こんなに仕事一途で温和な大庭さんでも、酒は大好物で、飲むほどに多弁になった。悪いことに、話をするときには必ず相手の手を握りながら、ときどきイヤというほど強く握り締めるのがクセであった。私はそのたびに強く握りかえした。どんなはずみか、大庭さんは、年をとっても若い者には負けないぞということになり、ついにお互いに畳の上に横倒しになり、二、三回ゴロゴロころげ回った。幸い周囲の人たちが引き離してくれたので、なんのこともなく飲み直して別れた。翌日出動して早速前夜の非礼をおわびにおそるおそるまかり出たところ、大庭さんは手にホウタイを巻いていたが、「どうしてこんなことになったのかわからない」とトボけてくれた。こんな大庭さんに、私は先輩として内務技師の気骨と仕事への姿勢の厳しさを痛切に感じたのであった。

今ひとつ、これも勤めたころの話である。設計書ひとつつくれぬ、測量のポール持ちがせいぜいの若僧のころ、自分ではこれでいいのか、早く華々しい建設現場で仕事を覚えたいと考え、佐藤繁治土木部長に願い出たことがあった。そのとき部長は、「府県の土木部に勤めた以上は単なる技術者であってはならない。行政官とならなければならない。ひまがあったら法令でも条例でも事務官に負けないよう勉強なさい。キット将来役に立つ技術者になりたいなら、国の直轄事業所にかわりなさい」と教えられた。また、その後秋田県に転じ「水利権」を担当していたとき、「水利権」に詳しい、そして非常に厳正な佐藤寛三部長は、なかなか決裁をしてくれず苦労したことがある。その理由については何も言わず、書類は何度も返ってくる。ホトホト困って、皆で十分に検討し、必ず通して見せるぞと気負い立って、課長の留守中に代決して伺い出た。ところが部長は、私の説明も聞かず、一言、「水利権に代決は認められぬ」と叱られたものである。そのころ、観光シーズン中の十和田湖の湖面低下が問題になり、水利権設定の経緯を調べて見たところ戦時中食糧増産のため、青森県で小川原沼から用水をポンプアップし、広大な三本木原に導水する開田計画をたてたが資材の不足から中止し、十和田湖から引水することとし、あわせて発電に利用したのである。その使用にあたっては、著しく湖岸の景勝をそこなわず、また、天然記念物の「コケ」を枯渇することのないように配慮していたのである。この許可にあたって内務大臣より秋田県に協議があったのだが、秋田県は、湖水使用の権利の公正な確保の面から東北電力に許可することに反対の立場から種々のやりとりがあった。そして結果的には、戦

* 正会員 秋田県土木部長